

建交労 ひかい

2022年6月号
発行：建交労 No.219
岐阜農林建設連合支部
〒501-4234
郡上市八幡町五町1-4-15
電話 0575-67-1582

すべての労災・職業病の根絶をめざす



岐阜労働局で要請書を渡す水本委員長

労災被災者の補償と制度の充実を求める！ 第19回 中部労働局要請を実施！

5月27日(金)、岐阜労働局の要請行動を行いました。毎年、北信越・東海9県の労働局に、労災被災者の迅速な救済と補償の充実を求めて要請するものです。北信越労災合同支部から長野県の濱田書記長、岡本弁護士、岐阜県本部 山田執行委員長、岐阜農林建設連合支部の執行部の11名が参加しました。岐阜労働局は、木勢総務課長ら6名が対応しました。

水本執行委員長が要請書を提出。山田県本部執行委員長が挨拶後、トンネルじん肺被災者の救済と根絶、労災職業病の予防対策、認定や療養、労働行政の体制強化の4項目について要請しました。

限られた時間内の要請で、本年度特に強く要請したのは、労働行政の体制強化についてです。国家公務員の定員合理化計画で毎年、労働行政を担

う職員は減少させられていきます。コロナ感染による請求や過労死・精神疾患、アスベスト関連疾患など、労働行政へのニーズはますます高まっていますにもかかわらず毎年削減されています。このままでは、労働者の健康と命、安全を守るという重要な責務を担う労働行政が崩壊しかねません。

この要請に対し、総務課長は「増員について粘り強く本省に働きかける。業務の集中化・簡素化・合理化を進め、労働行政の責務を果たす。」と回答しました。この回答を受け、畑中書記次長は「局でもこの問題について十分認識されていると思う。様々な努力をされているが、それでは追いつかない。まさに待ったなしの現状にある。」とこれま

で岐阜局管内で起きた問題を具体的にあげ「職員不足により、被災者が不利益を被っている」ことを伝えました。濱田書記長は「職員の質を上げてほしい。若い職員に労働者保護の観点から、職員の削減によって十分な教育ができていないのではないかと問題を提起しました。

また、岡本弁護士は神岡じん肺2陣訴訟の名古屋高裁勝訴判決について「じん肺管理区分決定に高度の信用性を認め、CT画像による反証だけでは崩すことができないと判断した。高裁は当然の判断を示したと思う。」と報告。主治医の意見を尊重し、今後も公正な決定を行うよう伝えました。

石綿ばく露による遺族年金決定

諦めず闘い抜いて勝ち取った勝利！

1969年から9ヶ月間、(株)大阪パッキング岐阜工場(現・日本インシュレーション)で石綿入りケイ酸カルシウム製品のプレス作業に従事していた北村俊一さんは、2016年に慢性呼吸不全の急性増悪で亡くなりました。

ご家族は、北村さんが石綿健康管理手帳を持っていたことから、アスベストにばく露したことが原因だと考えて、環境再生保全機構に「特別遺族給付金」の請求を行いました。認められませんでした。日本インシュレーションはアスベスト関連疾患による労災が複数認定されています。北村さんは短期間の就労でしたが、

高濃度のばく露が考えられました。そこで、岐阜監督署に労災申請したところ、石綿肺を否定し不支給決定しました。労働局に審査請求を行い認定となりました。

亡くなられて既に6年が経過しています。受診した複数の医師がアスベスト疾患と診断したにもかかわらず、国は否定し続けました。そんな中、「夫(父)はなぜ苦しまなければならなかったのか」という思いで決してあきらめず闘われたご家族の強い気持ちで労災決定を勝ち取りました。

娘さんの住友有賀里さんからお手紙をいただきましたので、掲載させていただきます。

諦めなかつた労災認定
七転び八起きの精神で！

住友有賀里

この度、私の父の死がアスベストによる業務上の疾病によるものと労災が認められました。ここに至るまでの道のりはとても長く、ばらの道でした。当初お世話になった方からは、ばく露期間が1年未満のため労災認定は困難と言われ、救済法での申請となりました。しかし、環境省からは「胸膜ブライクは認められるもののびまん性胸膜肥厚ではない」と判定され認定されませんでした。

主治医の先生や水嶋医師は「びまん性胸膜肥厚と石綿肺」と診断されているのに到底納得がいかず審査請求をしましたが、「びまん性

胸膜肥厚は認められるものの判定基準を満たしていない」と棄却されました。途方にくれましたが、父が苦しんだことを思うと諦めたくなかつたので、アスベスト弁護団に相談し建交労の兼山さんをご紹介していただきました。兼山さんから、父の案件は労災申請するべきだと励まされました。ここから兼山さん、母、私の3人で労災認定に向けての闘いが始まりました。兼山さんのアドバイスでびまん性胸膜肥厚ではなく石綿肺の所見もあることから石綿肺で申請することになりました。

父は亡くなる前、著しい呼吸障害で在宅酸素をしておりましたので、石綿肺管理区分4相当として労災を認めてもらうおうと考えました。今、振り返ると兼山さん

の発想の転換がなければ、また同じことの繰り返しで労災認定には至らなかつたと思います。首を長くして結果を待っていました。またしても不支給決定でした。すぐに開示請求を行い、監督署のすずさん調査に驚きました。さっそく行政不服審査法による審査請求を行いました。これが最後の機会だと考えて、開示された資料を隅から隅まで何回も読み、納得のいかない点を洗い出しました。どん底の気持ちでしたが、同時に父の死はアスベストによるものだと確信する気持ちに変わっていききました。最後のチャ

ンスである審査官との面談に臨みました。父を間近で看病した母、私の話を真摯に聞いて下さいました。労基署が下した不支給決定の

処分を取り消す旨の決定が届きました。その結果を知った時には、父の苦しさは認められたと天にも昇る気持ちでした。これまでの長い長い苦難の連続がやっと報われたのです。ここまでこられたのも建交労の兼山さんのお力添え、主治医の先生をはじめ先生方のご協力のおかげです。亡くなつた父も天国で安心し、私たち家族を見守ってくれていることと思います。

※びまん性胸膜肥厚の認定要件

① 石綿ばく露作業3年以上

② 著しい呼吸障害がある

③ 一定以上肥厚の広がりがある(両側に肥厚がある場合 側胸壁の1/4

2022年5月の活動報告

5/1	メーデー	@JR岐阜駅北口広場
5/10	神岡じん肺訴訟 原告団会議	@古川町中央公民館
5/12	第4回執行委員会	@郡上市文化センター
5/16	神岡じん肺訴訟第3陣弁論	@岐阜地方裁判所
5/23	管理区分申請について主治医依頼	@東濃厚生病院
5/26	建設アスベスト救済法学習会	@リモート参加
5/27	中部労働局要請	@岐阜・愛知労働局
5/30	神岡じん肺訴訟 弁護団会議	@リモート参加

2022年6月の予定

6/1	トンネルじん肺根絶訴訟第7陣 口頭弁論	@福井地裁
6/2	神岡じん肺訴訟 弁護団会議	@リモート参加
6/5	なくせじん肺全国キャラバン実行委員会	@リモート参加
6/9	第5回執行委員会	@郡上市文化センター
6/10	神岡じん肺訴訟 原告団会議	@古川町中央公民館
6/10~12	建交労フェスタ	@京都府
6/22	神岡じん肺訴訟 弁護団会議	@リモート参加
6/24	神岡じん肺訴訟 闘争本部会議	@郡上市文化センター

～お悔やみ～

川添正典さんがじん肺で療養されていましたがお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈りいたします。

編集後記

『ゆっくり茶番劇』が商標登録されたというニュースが、世間で話題になりました。まずざっくり『ゆっくり』にというものでいて説明します。元々、『東方Project』というゲーム中心とした作品群あり、その世界観を好む人たちの間で二次創作が盛んになりました。そしてその創作の中『ゆっくり』というキャラクターが生まれ、AAがイラスト化され今にいたります。YOUTUBEにある、生首のキャラクターが機械音声で解説などをする動画がそれにあたります。

今回問題となったのは、『ゆっくり』なるものの創作作品が広がっていく経緯で、原作、イラストなど方々からの創作の許可が得られているにもかかわらず、関係のない人が商標登録を行い、さらに使用料を取ろうとしたところ。しかし、多くの批判や各所での交渉や無効裁判請求などと動き出したため、本人は登録を抹消することになりました。

今回の騒動はこれで収まりましたが一連の騒動で被害を恐れ、作品を消した方々がいました。こういった権利の濫用によって文化が傷つけられるのは一オタクとして悲しくありません。お金稼ぎは悪とは言いませんが、小説や音楽などの「創作者」ではない人が築き上げた文化を消費して、お金にしようとするその文化の侵略以外の何物でもないと思います。